

## 都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合があるので事前にお電話をください。



電話

○消費生活【相談専用電話 **0986-23-7154**】  
電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)  
相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)  
相談時間:9:00～16:00



来訪

○無料法律相談(要予約)  
開催日:毎月第4金曜日(13:00～16:00)

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。
- ・来訪される前には連絡を下さい。

## 消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

## メールで消費生活相談の予約ができます！

相談予約フォーム メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。



※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。

## 都城市消費生活センターだより VOL.13

～consumer center news～

暮らしに役立つ情報です。  
ちょっと読んでみませんか？



### 【今回の特集】多重債務にご用心

～多重債務に関する相談窓口の周知を行っています～

#### 【多重債務に関するトラブル事例】

- ① 借金するように指示して契約させる手口にご用心！
- ② 人を紹介すれば儲かるという誘いに気をつけて！

#### 【消費生活センターの啓発活動】

・出前講座のご案内

#### 【暮らしに役立つ情報】

～国民生活センターからのお知らせ～

【新手の詐欺】「〇〇ペイで返金します」に注意！

-ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口-

## [今回の特集] 多重債務にご用心!

多重債務とは自分の支払い能力以上に借金をし、その借金返済のために更に複数の金融業者から借金をし、支払い困難になった状態のことです。

多重債務に陥る原因は、思わぬところに潜んでいます。

例えば・・・

- ・生活費の為に借金
  - ・ギャンブルにのめりこみ、借金を繰り返している。
  - ・連帯保証人になり、自分が支払うことになってしまった。
  - ・新型コロナの影響で失業し、借金を支払っていくことができなくなった。
- など、様々です。



借金のきっかけは特別なことではありません。借金の問題は必ず解決できます。一人で悩まずに早めに相談しましょう。

## [多重債務に関するトラブル事例]

### 借金するよう指示して契約させる手口に注意!

知人に簡単に儲かる話に誘われた。事業者に FX 自動売買ソフトを勧められたので「高額なので支払えない」と断ると消費者金融で借り入れることを指示された。その日の内に ATM で50万円借り入れ、事業者に送金してしまった。



### 人を紹介すれば儲かる! という誘いに気をつけて!

知人より誰かを紹介すれば報酬がもらえるという話を聞いた。それには登録料50万円が必要とのことだったので「お金がない」と断ると消費者金融の無人契約機へ連れて行かれ、借金をした。その後思うようには儲からず返済が苦しい。



返せる見込みがないのに多額の借金を抱えることはリスクが高いです。「お金がない」と断ると借金を勧められるケースもあります。契約したくない場合はきっぱりと断りましょう。うまい話を鵜呑みにせず、借金をしてまでの契約には慎重になりましょう。

## [消費生活センターの啓発活動]

都城市消費生活センターでは出前講座を行っています。

暮らしに役立つ情報提供や、最新の消費者トラブルの注意喚起を行っております。地区行事や学校の集まり、児童クラブ、企業での社内研修など、市内のどこへでもお伺いしますのでお気軽にご活用ください。

消費生活センターの  
出前講座



高齢者学級での出前講座の風景です。悪質商法などの話を中心に話します。

児童クラブでの講座風景です。講座では紙芝居やパワーポイントなどを用いて楽しく勉強をしていきます。講座の後にミニブックの作成などもしています。



## [暮らしに役立つ情報] ~国民生活センターからのお知らせ~

**[新手の詐欺]「〇〇ペイで返金します」に注意!**  
-ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口-

ネットショッピング後、販売サイトから「商品の準備ができないので〇〇ペイで返金します」と連絡があったが、返金どころか送金をしてしまった、というトラブルが全国の消費生活センターに寄せられています。

**「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください。**



Check!   
国民生活センターHP

